

3 市立幼稚園の適正規模（統廃合等の基準）

市立幼稚園は、集団教育の提供などの最善な教育の質の確保を行うと共に、財源や人材の適正配分による効率的な運営を行います。

このため、市立幼稚園の適正規模は、「加須市立幼稚園学級編制基準の1学年1クラス5人」を基準とし、3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラスの各クラス5人を基礎として、幼稚園全体で15人以上とします。

これに満たない場合は、休園、廃園、統合、認定こども園化などの方策により、教育の質の確保と効率的な運営を図ります。

《休園、廃園、統合、認定こども園化の基準》

【休園の基準】

○11月末時点での翌年度4月の入園申込みにおいて、適正規模を満たさない場合は、翌年度の4月から休園とします。

○ただし、翌年度の進級後の在園児の4歳児クラス、5歳児クラスの合計が10人以上の場合は、特例保育期間とし、在園児のみを対象に保育を継続します。10人を満たさない場合は保育を行わず、転園等を斡旋します。特例保育期間は、新入園児の受け入れは行いません。

（休園となった場合の対応）

①12月に休園のお知らせをします。

②休園の特例として、他の市立幼稚園への入園を希望する場合の通園区域は市内全域とします。

③次年度以降に適正規模を満たして再開園する場合で、休園により他の市立幼稚園に入園している園児については、現在通園中の園と再開園する園を選択することができます。

④休園中の園においても、休園中であることを明記のうえ、翌年度以降も入園募集を行います。

【廃園の基準】

○休園及び特例保育期間の合計が2年間継続した場合は廃園とします。

【統合の基準】

○適正規模を満たさない場合、あるいは、適正規模を満たさなくなる恐れがある場合で、特に地域として一体的な保育の需要に配慮する必要がある場合は、隣接する市立幼稚園の統合を検討します。統合の方法はその都度検討します。

（統合となった場合の対応）

①統合した場合の通園区域は、統合前の通園区域を統合した区域とします。

②廃園扱いとした園は、翌年度以降の入園募集は行いません。

【認定こども園化】

- 特に幼稚園と保育所の需要に配慮する必要がある場合は、認定こども園化を検討します。
- (認定こども園とする場合)
- 認定こども園とした幼稚園部分の学通園区域は、市内全域とします。

(加須市立幼稚園学級編制基準)

「3歳児・4歳児の合計が10人未満又は4歳児・5歳児の合計が10人未満の場合は、異なる年齢の幼児を一学級に編制することができる。この場合において、3歳児・4歳児の合計、4歳児・5歳児の合計のいずれも10人未満である場合には、4歳児・5歳児で学級編制するものとする。」